

委員会規程

(目的)

第1条 定款第43条により設置する委員会の組織及び運営に関し、定款に別に定めるものの他、この規程に従うものとする。

(種類)

第2条 委員会の種類及びその職務は、別表に定めるとおりとする。

(組織)

第2条 委員会委員は、原則として当協会会員、学識経験者のうちから、理事会の議を経て会長が委嘱する。また、必要に応じ委員とは別にオブザーバーを置くことができる。

2 委員の所属・氏名は、原則として公開する。

3 委員長、副委員長、委員は、原則、他の委員会を兼ねることはできない。

4 1 会員団体・企業からは、原則、委員長、副委員長、委員を含めて3名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は定款第43条第5項のとおりとする。但し、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名を置き、副委員長2名以内を置くことができる。

2 委員長は会長がこれを委嘱し、副委員長は委員のうちから委員長の同意を得て会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会の公務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは予め定めた順位に従い、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、会長の要請あったときその他必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に換えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

(委員会の議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(答申)

第8条 委員長は、会長の諮問に応じ、また、委員会に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として会長に具申する。

2 意見の具申は、書面又は口頭を以って行う。

3 口頭を以って意見の具申を行うときは、理事会に出席して行うものとする。

(議事録)

第9条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。また、その写しを日展協事務局に提出する。

(業務の実施)

第10条 委員長は、所掌する職務の執行は、理事会の議決を経たのちに行うことができる。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

(改廃)

第12条 この規程の各条項は、理事会の審議を経て変更できるものとする。

附則

この規程は、平成25年12月10日から施行する。

この変更規程は、令和元年12月10日から施行する。

この変更規程は、令和7年7月14日から施行する。

委員会の種類と職務

委員会名	職 務
総務委員会	1. 日展協全般の管理統括（予算・決算、事業計画のとりまとめ・報告） 2. 定款、規程の変更 3. 新年会・定時総会・懇親会など協会行事の運営 4. 行政・展示会関連団体との対応・交流 5. その他、総務に関わる業務
広報委員会	1. 日展協の活動広報を通じた展示会業界への認知度向上 2. 会員向けニュースのメール配信 3. 日展協ホームページの制作・運営管理 4. 国内外に向けた日展協の活動に関する情報発信 5. その他、広報に関わる事業
会員交流委員会	1. 会員交流の各種イベントの企画・運営 2. 会員のビジネスチャンス拡大に向けたイベントの企画・運営 3. その他、会員及び非会員との交流促進
国際交流委員会	1. 展示会の国際化推進（セミナー開催、海外展訪問等） 2. 日展協の国際化推進（海外関係団体との連携・窓口業務等） 3. 諸外国の展示会や政策の研究・発表 4. 「展示会の日」にあわせた展示会の力・重要性の広報 5. その他、展示会国際化推進に関わる事業
人材育成委員会	1. 講演会・セミナーの企画・実施 2. 外部団体との連携による実務勉強会・研究会の検討・実施（国際交流委員会・他団体との連携） 3. その他、人材育成に関わる事業
安全対策委員会	1. 自然災害時の対応や感染防止対策の統一化 2. 「展示会搬入搬出等安全ガイドライン」の更新、及び日展協会員内外の主催・会場施設・支援企業に向けた支援・促進活動 3. 展示会のさらなる安全向上に向けた新たな取り組みの検討 4. その他、安全対策に関わる事業
サステナビリティ推進委員会	1. 展示会業界におけるサステナビリティの実現を推進する研究・提言 2. 「イベント MICE 関係者のための使いやすいサステナビリティガイドブック」の運用のための啓蒙、支援、促進活動 3. その他、サステナビリティ推進に関わる事業